

106号建物ファンコイルユニット更新

工 事 名 称	106号建物ファンコイルユニット更新	図面 番号	1 / 7
図 面 名 称	表 紙	仕 様 書 番 号	
		管 - 56	
	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和8年6月

特 記 仕 様 書

1 工 事 名 1 0 6 号建物ファンコイルユニット

2 工事場所 茨城県土浦市右舩2 4 1 0 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

3 工事概要 ファンコイルユニット更新 2 台

4 工 期 契約後から令和8年1 2 月1 7 日までとする。

5 一般仕様

(1) 一般事項

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書、改修工事標準仕様書及び関係法令に従い実施すること。

イ 図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。

ウ 工事施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

エ 本工事に必要な工具類及び消耗部品は、受注者の負担とするものとする。

オ 受注者は駐屯地内で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工場所以外への立ち入りを禁止する。

カ 本工事で発生する発生材のうち金属類は発生材調書を2 部監督官に提出するとともに、監督官の指示する場所に集積すること。その他は関係法令に基づき処分し、工期内に「マニフェスト E 票の写し」を監督官に提出すること。

キ 工事に必要とする電力水道は、すべて受注者の負担において用意するものとする。

(2) 現場管理

ア 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

イ 作業時間は8 時3 0 分から1 7 時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

ウ 必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該工事に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行うものとする。

(3) 材料検査

ア 工事に使用する材料は設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。なお、特記なきものについては、J I S 等規格品とする。

イ 現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではないものとする。なお、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。

ウ 材料検査結果並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

(4) 関係書類

ア 工事に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。

イ 工事写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、工事完成及び完成後、明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものについて黒板等を使用しサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

ウ 受注者は、工事請負金額が5 0 0 万円以上の工事については工事実績情報サービス（C O R I N S）に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督官の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請するものとする。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督官に提出しなければならない。

6 特記事項

(1) 空調調和設備

ア 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先すること。

イ 新設機器は承認図を監督官に提出し、監督官の承認後に発注を行うこと。また、仕様書に記載の新設機器の型番は参考型番であり、メーカーを指定しているものではない。

ウ 既設機器の電気配線、連絡線、リモコン配線は、新設機器に利用すること。ただし、必要に応じ切り直し若しくは延長を実施する。

エ 新設機器から既設付帯設備との接続用資材は受注者が用意すること。

オ 設置作業については令和8年1 1 月1 3 日（金）までに終了させること。

カ 既設ダクト（廊下側）については、機器との接続口から吸い込み口までの断熱処理を実施するものとする。

キ 施工にあたって天井ボードを外す際に、ボードを破損した場合は受注者が補修すること。なお、使用する天井材は既存同様（化粧石膏ボード（厚9 mm））とする。

ク 自動制御設備については新設機器に合わせ、必要により機器の組換を実施すること。その際、制御盤接続図を監督官に提出すること。

ケ 停電作業が必要な場合は、監督官と協議の上、日程を決定すること。

コ 工事完了後、監督官立会いのもと試運転調整を行い正常に作動するか確認すること。正常に作動することを確認した後、『試運転結果報告書（様式随意）』を作成し、監督官に提出すること。

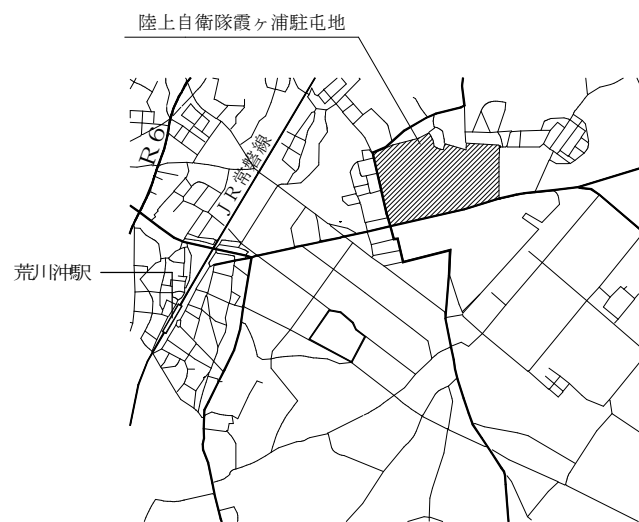
工事名	1 0 6 号建物ファンコイルユニット更新	2 / 7
-----	-----------------------	-------

工事名	1 0 6 号建物ファンコイルユニット更新	3 / 7
-----	-----------------------	-------

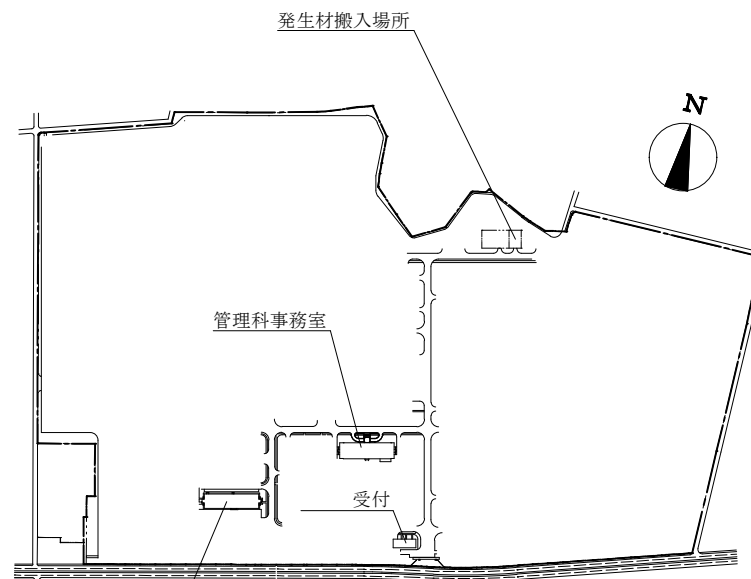
7 新設機器

新設機器	数量
ファンコイルFCU-S300CR	2台
リモコンSW（FOR-FCU-S）	2個

※上記は参考型番である。

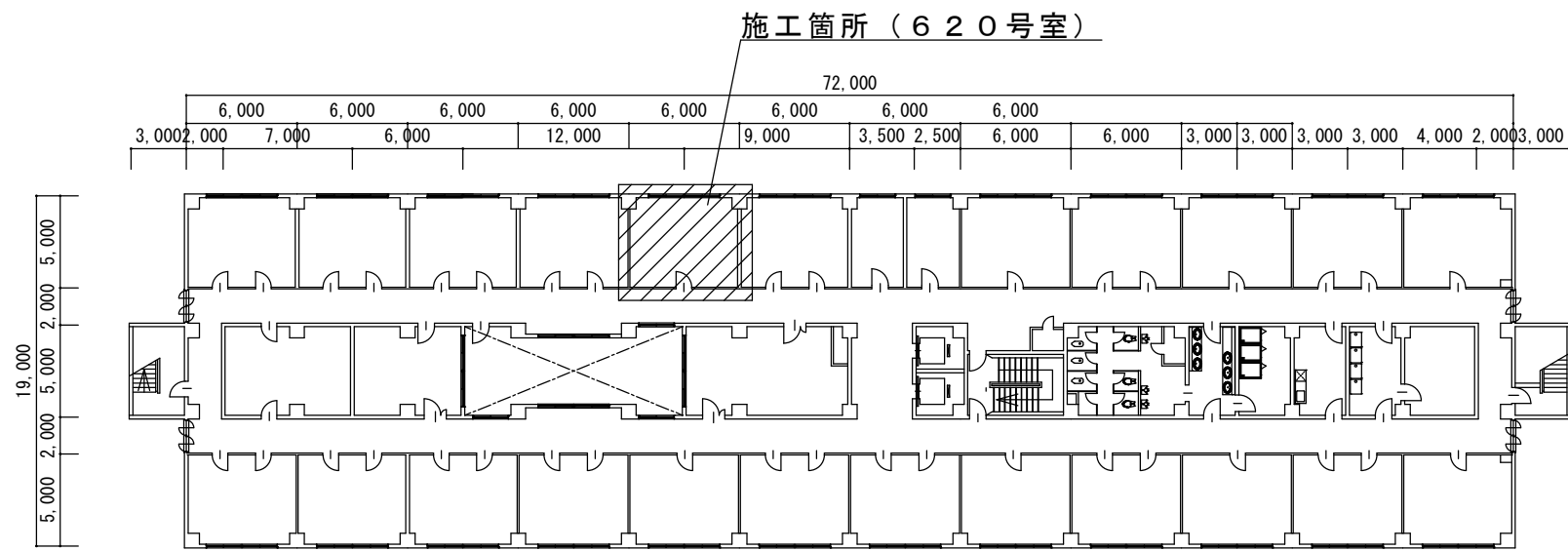


案内図 S=1/X

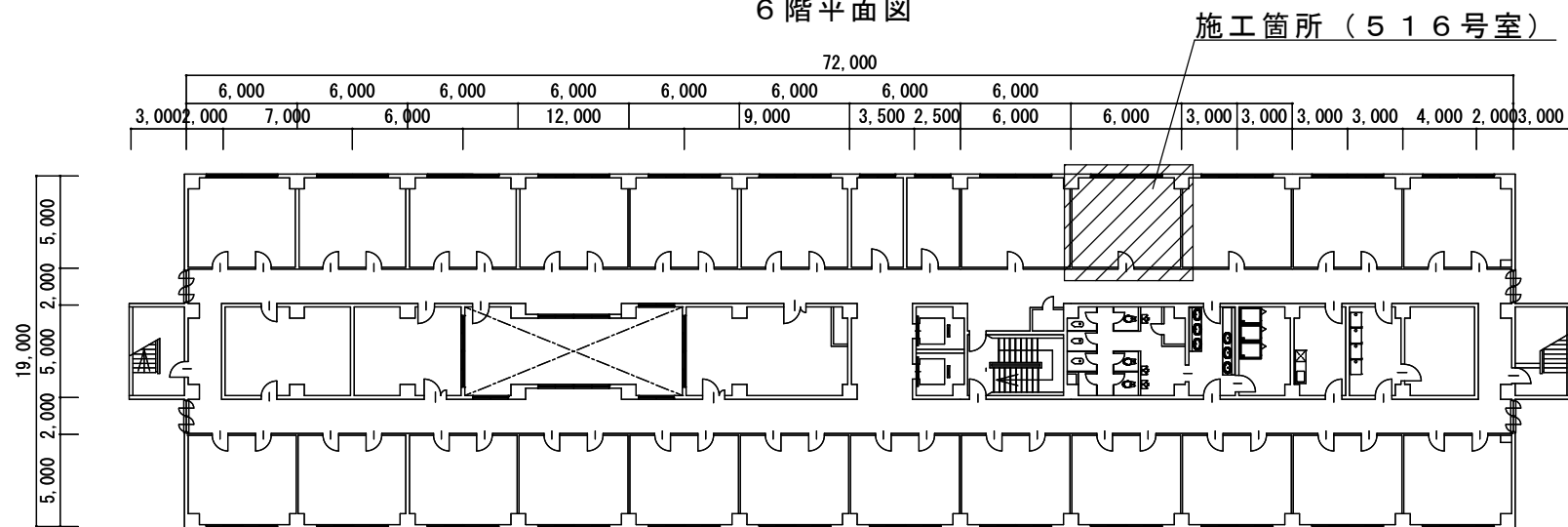


配置図 S=1/X

工 事 名 称	106号建物ファンコイルユニット更新	図 面 番 号	5 / 7
図 面 名 称	案内図・配置図	縮 尺	
		図 示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和8年6月	

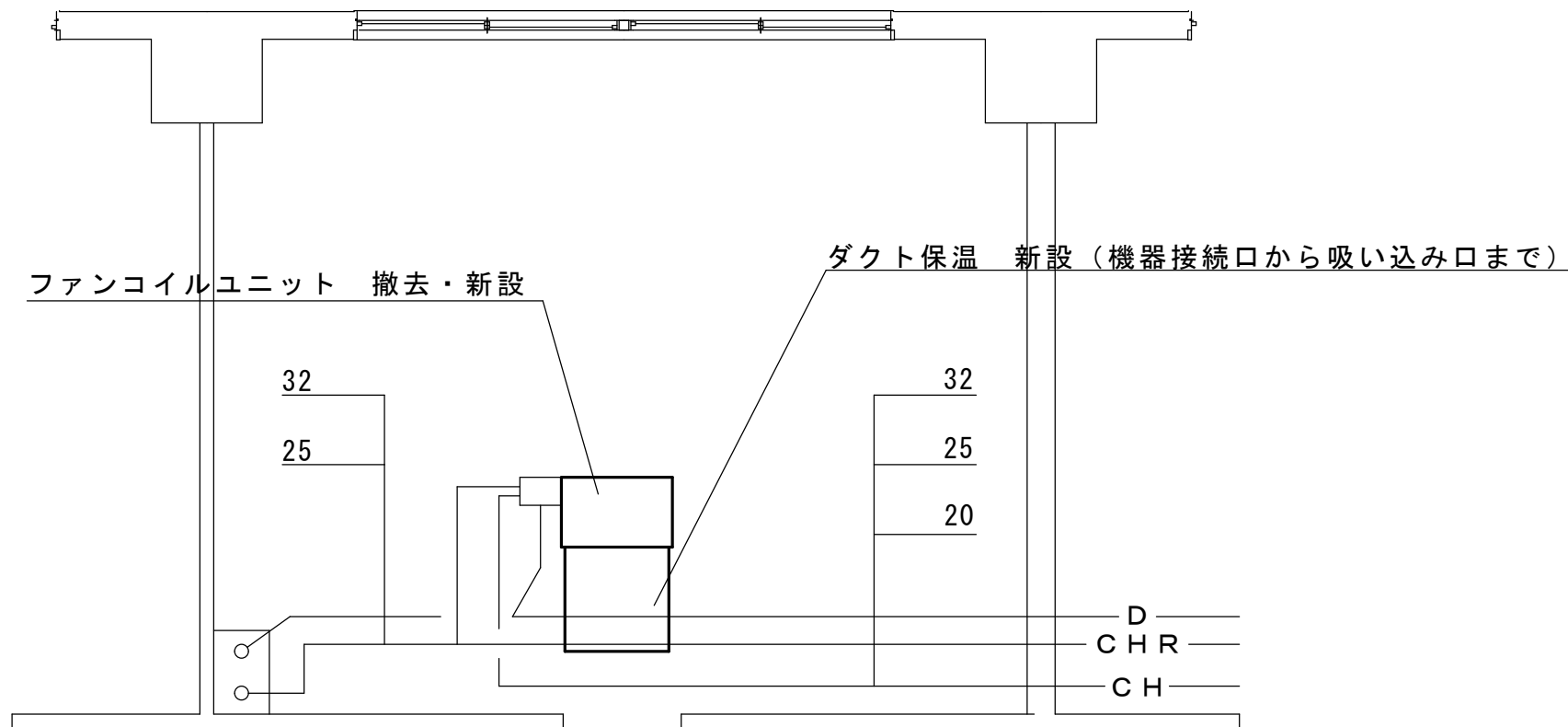


6階平面図



5階平面図

工 事 名 称	106号建物ファンコイルユニット更新	図 面 番 号	6 / 7
図 面 名 称	106号建物平面図 (5階・6階)	縮 尺	
		1 / 400	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和8年6月	



工 事 名 称	106号建物ファンコイルユニット更新	図 面 番 号	7 / 7
図 面 名 称	平面詳細図 (516号室・620号室)	縮 尺	1 / 50
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和8年6月	

数量計算書（１０６号建物ファンコイルユニット更新）							
項 目		規 格	計算式	数 量	単位	端数処理	単位
I	機械設備工事						
1	空気調和設備工事						
(1)	ファンコイルユニット更新	FCU-S300CR		2.00	台	2.0	台
(2)	リモコンSW更新	FOR-FCU-S		2.00	個	2.0	個
(3)	同上機器据付			2.00	台	2.0	台
(4)	配管接続作業			2.00	箇所	2.0	箇所
(5)	保温作業			6.00	m ²	6.0	m ²
(6)	既設機器撤去作業			2.00	台	2.0	台
(7)	ダクト接続作業			2.00	箇所	2.0	箇所
(8)	天井解体作業			2.00	m ²	2.0	m ²
(9)	天井復旧作業			2.00	m ²	2.0	m ²
(10)	通水作業			2.00	箇所	2.0	箇所